

社会福祉法人 大樹会

役員等の報酬、費用弁償及び講師謝礼金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹会(以下「法人」という。)の役員等の報酬、費用弁償及び講師謝礼金に関する必要事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 理事長の報酬は、月額40,000円とする。

(報酬及び費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、次のとおり報酬及び費用弁償を支給する。

- (1) 理事、監事・・・5,000円
- (2) 評議員・・・5,000円
- (3) 評議員選任・解任委員・・・4,000円
- (4) その他、理事長が委嘱した者・・・2,000円

2 監査を行った場合の監事の報酬は、8,000円とする。

3 市外へ出張した場合には、実費負担分を費用弁償として支給する。

(講師謝礼金)

第4条 法人が開催する研修会、講習会等における講師に対して、30,000円以内の謝礼金を支給することができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃については、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成25年11月9日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

(経過措置)

2. 認可の日から平成24年6月30日までに係る役員等の報酬、費用弁償及び講師謝礼金については、この規程の相当規定に基づき支給されたものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。